

千葉県の 最低賃金

千葉県特定（産業別）最低賃金は、下表のとおり、2業種について金額の改正が行われ、令和5年12月25日から適用されます。

業 種	改正額（時間額）
鉄 鋼 業	1, 0 9 6 円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1, 0 5 5 円

※ 上記以外の業種については、千葉県最低賃金（1, 0 2 6 円）が適用されます。

【お問い合わせ先】

千葉労働局賃金室 電話 043-221-2328

または 最寄りの労働基準監督署へ

「労働者協同組合オンラインセミナー」を開催します！

令和4年10月からスタートした法人制度「労働者協同組合」をご存じですか？

労働者協同組合は、働く人が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら事業に従事することを基本原理とする組織です。

本セミナーでは、労働者協同組合の概要や、地域のみんで意見を出し合っ、助け合いながら地域の課題を解決していこうと実際に活動している組合の事業内容などについてご紹介します。

労働者協同組合について理解を深めることができる貴重な機会となります。是非御参加ください。

○日時 : 令和6年1月17日（水）14:00～15:45

○開催方法 : WE B会議システム「Zoom ウェビナー」によるライブ配信

○内容 : 1.基調講演 : 労働者協同組合の概要と活用の可能性

講師 : 古村 伸宏 氏（日本労働者協同組合連合会理事長）

2.事例紹介

菊地 謙 氏（労働者協同組合ワーカーズコープちば代表理事）

風間 由加 氏（ワーカーズ・コレクティブ結労働者協同組合代表理事）

○対象者 : 千葉県民、団体（NPO法人、企業組合等）、行政職員等

○定員 : 50名（申込先着順・参加費無料）

○申込期限 : 令和6年1月10日（水）

【お申込み】

①右記の二次元コードから申込フォームにアクセスし、必要事項をご入力の上、お申込みください。

②申込み確認後、各科目の視聴 URL をメールでお送りします。

③配信期間中に視聴 URL へアクセスして受講ください。



【お問い合わせ先】

千葉県 商工労働部 雇用労働課 多様な働き方推進班

電話 : 043-223-2743 FAX : 043-221-1180 Mail : koyou3@mz.pref.chiba.lg.jp